

DPC包括評価の仕組み

■包括と出来高の組み合わせ

DPCの定額報酬制度の最大の特徴は、さまざまな診療行為に対する1日当たりの医療費が包括評価となっていることです。ただし、全ての診療行為が包括されているわけではなく、医科点数表で出来高算定するものも多数あります。つまり、DPCの評価では、包括点数と出来高点数を組み合わせで請求を行います。

具体的には、医科点数表の入院基本料や検査、画像診断、投薬、注射など、病院の運営に要する“ホスピタルフィー的要素”の費用は1日当たり包括点数に含まれ、手術や内視鏡検査など医師の専門的な技術を要する“ドクターフィー的要素”の費用は、出来高で算定する仕組みになっています。

●報酬額の算定式

DPCの総報酬額の算定式は次のようになります。

$$\text{DPCにおける総報酬額} = \text{「診断群分類による包括評価」} + \text{「出来高評価」} + \text{「入院時食事療養費等」}$$

「診断群分類による包括評価」は、“診断群分類点数表”（8頁参照）の1日当たり包括点数を基に下記の式で算定し、出来高評価については、医科点数表を基に算定します。

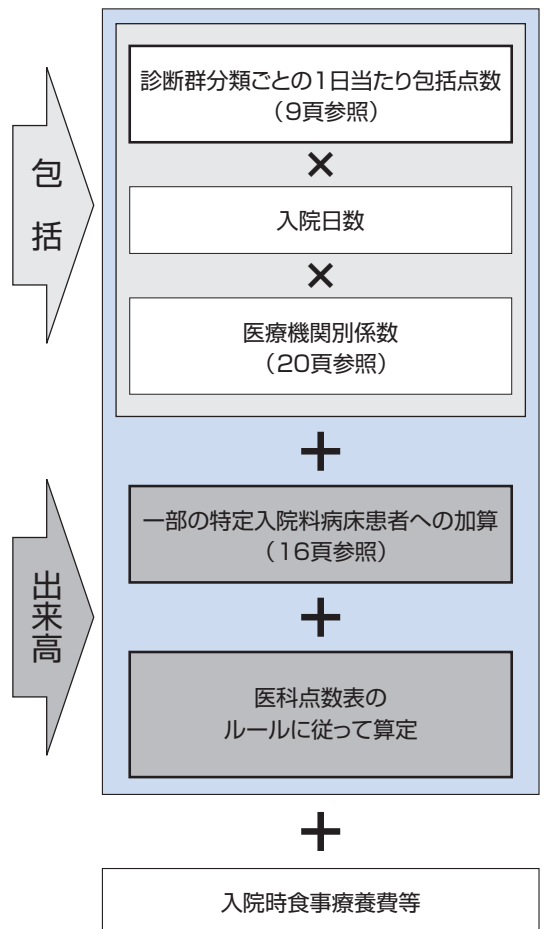
$$\text{診断群分類による包括評価} = \text{「診断群分類ごとの1日当たり包括点数」} \times \text{「入院日数」} \times \text{「医療機関別係数」} \times 10\text{円}$$

【包括評価の仕組み（概要図）】

診断群分類点数に包括されている点数	
入院基本料	重症児(者)受入連携加算、救急・在宅等支援病床初期加算、看護必要度加算、一般病棟看護必要度評価加算、ADL維持向上等体制加算は出来高
短期滞在手術等基本料	2・3のみ
医学管理等	手術前医学管理料、手術後医学管理料のみ
検査	一部の検査は出来高(14頁参照)
画像診断	画像診断管理加算1・2・3、造影剤注入手技の動脈造影カテーテル法で主要血管の分枝血管を選択的に造影撮影した場合(加算含む)は出来高
投薬・注射	一部の投薬・注射は出来高(15頁参照)
リハビリテーション	薬剤料のみ
精神科専門療法	薬剤料のみ
処置	一部の処置は出来高(15頁参照)
病理診断	病理標本作製料の術中迅速病理組織標本作製、病理診断・判断料は出来高

医科点数表により算定する点数	
初診料	
再診料・外来診療料	時間外加算等のみ
入院基本料	重症児(者)受入連携加算、救急・在宅等支援病床初期加算、看護必要度加算、一般病棟看護必要度評価加算、ADL維持向上等体制加算のみ
入院基本料等加算	総合入院体制加算、地域医療支援病院入院診療加算、臨床研修病院入院診療加算、診療録管理体制加算、医師事務作業補助体制加算、急性期看護補助体制加算、看護職員夜間配置加算、看護補助加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、後発医薬品使用体制加算、病棟薬剤業務実施加算(1のみ)、データ提出加算は機能評価係数I(23頁参照)として評価
特定入院料	16頁参照
短期滞在手術等基本料	1のみ
医学管理等	手術前医学管理料、手術後医学管理料は包括
在宅医療	
検査	一部の検査のみ(14頁参照)
画像診断	画像診断管理加算1・2・3、造影剤注入手技の動脈造影カテーテル法で主要血管の分枝血管を選択的に造影撮影した場合(加算含む)のみ
投薬・注射	一部の投薬・注射のみ(15頁参照)
リハビリテーション	薬剤料は包括
精神科専門療法	薬剤料は包括
処置	一部の処置のみ(15頁参照)
手術・麻酔・放射線治療	
病理診断	病理標本作製料の術中迅速病理組織標本作製、病理診断・判断料のみ

〈診療に関する病院の報酬〉



■ 医科点数表で見る包括項目

DPCの評価で包括されている項目を医科点数表の構成に沿って図示すると下図のようになります。

なお、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療の項目は、全て出来高算定となっています。

【医科点数表の構成】



* A～Nは点数コードのアルファベット